

令和7年3月10日

明日香村職員の懲戒処分について

1 被処分者及び処分

職種	職名	年齢	性別	処分
一般行政職	課長	50代	女性	戒告
〃	主幹	50代	男性	戒告
〃	課長補佐	50代	女性	戒告
〃	係長	50代	男性	減給1月 10分の1

2 処分日 令和7年3月10日

3 処分理由

被保険者より納付された後期高齢者医療保険料について、毎月、奈良県後期高齢者医療広域連合に報告し、その金額を納付金として支払う事務を約6ヶ月間放置し、約63,000千円の未払いとなっていたことが判明した。

担当者の上司が、予算執行状況について執行されていないことに気づき、担当者に確認したところ、約6ヶ月間にわたり、納付金の支払いをしていないことに気づきながら、支払いをせず放置していたことがわかった。

毎月発生する公金の支払い処理を故意に放置し、約6ヶ月間未払いとしたことは重大な職務放棄である。また、その事実を認識しながら、上司に報告せず放置したことは、重大な服務規律違反であるため。

また、管理監督職にあつては、部下に対する指導や所掌事務の把握が不十分であり、適正を欠いていたため。地方公務員法第29条第1項、明日香村職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例第3条及び明日香村職員の懲戒処分及びその公表に関する指針により上記処分を行った。

4 その他

今回の事案を受けて、改めて職員各々が適正な事務執行と職場内での報告・連絡・相談を徹底するとともに、管理職にあつては職員への指導や事務事業の掌握に一層努めます。